

《 第53回東洋大学公法研究会 》

現代における名誉権とプライバシー権の類似点

始澤 真純

報告者 始澤真純 (東洋大学博士後期課程)

日時 平成29年1月26日 18時—19時30分

場所 東洋大学2号館14学習室

名雪健二 (東洋大学)、齋藤洋 (東洋大学)、鈴木陽子 (武蔵野学院大学)、鈴木崇之 (東洋大学博士後期課程)、菊地大樹 (東洋大学博士前期課程)

【目次】

I. 報告の概要

II. 報告

1. 問題の所在

2. 日本の名誉保護の特徴——歴史的流れと名誉に関する考え方の比較

3. 名誉侵害訴訟の類型化

(1) 名誉の概念——「情報犯罪」と「不法行為」

(2) 名誉侵害に関する判例のグループ分け

(3) 考察——名誉権とプライバシー権の類似性

4. まとめ——展望と残された課題

III. 質疑応答

I. 報告の概要

現代の名誉権は、その内容や保護の在り方等がプライバシー権と類似する面がある。このプライバシー権と名誉権の接近について、名誉権に関する判例を類型化し、名誉権とプライバシー権の類似点・相違点を探る。明治期以前の判例から、二次大戦後の新しい判例を考察することにより、名誉・プライバシー

の新しい概念が芽生えを概観する。この類型化した中で、判例により示された名誉保護に関する考え方と、現在のプライバシー権のどのような面が類似するの考察した。

II. 報告

1. 問題の所在

明治以前から現在に至るまでの名誉に関する判例を調査しているが、名誉とプライバシーには概念の類似点や混同が見られる。そこに着目し、両者の結びつき具合により、判例のグループ分けを試みた。グループ分けをした中で、どのような名誉権に関する判例・学説が現在のプライバシー権に類似するの考察する。これにより、あらためて法や裁判により保護される名誉とは何かを明らかにする。

現代における情報化社会化の中で、個人の権利として名誉・プライバシーが殊に重視されるようになった。そのため、表現の自由と対立することのある両者を保護していくべきかについてを考察する際に、名誉権に関する事例について、時代ごとの議論の流れや位置付けを整理する。明治期前の判例から二次大戦後の新しい判例を考察し、名誉権・プライバシー権に関する流れを概観し、名誉権・プライバシー権保障と表現の自由保障とのよりよい調整基準を考えるものとする。なお、今回の報告は、これまで研究を行ってきた明治期の事例の類型化を中心とした。

2. 日本の名誉保護の特徴——歴史的流れと名誉に関する考え方の比較

これまでの研究会で報告させて頂いたように、中世から大審院時期までは、名誉の概念の中にプライバシーも包含されていた。これは、一般的な国民の意識や判例からも明らかである。その他にも、大審院時期までは、侮辱罪やその他の不法行為・わいせつ等に該当する行為も名誉侵害とされていた⁽¹⁾。現在では、名誉権とプライバシー権について、両者は厳密には異なるが、発生した結果や提訴された場合の対抗措置等類似のものとして存在し、重なり合うところ

もある。

プライバシー権について述べる際に、簡単に欧米と日本の考え方の相違を紹介した。欧米においては、プライバシー権とは、「広範な排他的権利・静謐を保つ権利」とされているように、「ひとりではたっておいてもらう権利 (right to be let alone)」⁽²⁾が基本となる考え方である。プライバシーとは領域をイメージさせ、令状もしくは本人の同意なしには開示されないとする権利である。例えば、自宅等テリトリーに入らせない権利であり、身体に触られたり拘束されない権利であると共に、自身の思考に踏みこませない等の権利でもある。

一方、日本では「プライバシー」といえば情報に関するプライバシー権を想像させる。プライバシーは「一人で放っておいてもらう権利」という原始的な権利としてとらえるだけでなく、情報を開示されない権利（現代で一般的に言われるプライバシー権のこと）や、自分の承諾しない記事を掲載させない等、事実と異なる情報を公開されたりさせない権利である⁽³⁾。名誉権と類似する権利、ほかにも「自己情報コントロール権」（自分の情報を有する機関に自己に関する情報の開示・訂正・抹消を求める権利）等が主にプライバシー権と認識されている⁽⁴⁾。

プライバシーと名誉との違いを簡単に述べると、名誉とは「人が社会から受けている客観的な評価」であり、名誉毀損罪として刑法230条等で規定され、民法上不法行為・損害賠償責任の対象（709条・710条）となる。なお、相手方の立場によっては、名誉毀損になる場合とならない場合がある。政治家の名誉を侵害した場合等がこれにあたる。

一方、プライバシーとは、「私生活の中で他人に知られたくないことを、そのまま他人に知らせないでいる権利」⁽⁵⁾である。個人の私生活・私事に関係し、社会的評価の影響を要件とせず、ただ私事の公開による精神的苦痛の発生によりその侵害が成立すると解される⁽⁶⁾。なお、プライバシーに関しては、刑法・民法に直接の規定はなく、公開等それ自体が犯罪にならない。しかし、無断での私事の公開は、肖像権侵害や住居侵入等、他の犯罪に触れることはあり得る。

次項で名誉権に関する判例を紹介するため、本項で日本の名誉保護の特徴に関して、歴史的流れと名誉に関する考え方の比較を行った。日本の歴史の中で、現在の名誉侵害訴訟に類似する事例は中世からも存在し、同様に名誉侵害を防止する規定も存在していたが、今回の報告は、裁判制度や法整備が整いはじめた明治期からの名誉権に関する判例に注目した。明治初期の大審院前期の名誉保護に関する事例には、治安維持・社会秩序維持の特徴が表れている⁽⁷⁾。旧時代から続く名誉感情の保護と、身分を重視する考え方が当時の法や判例に見られる。前述したように、名誉侵害とは侮辱罪・脅迫罪・プライバシー侵害等多数の概念を含んでいた⁽⁸⁾。これは、犯罪が細分化されていなかったためと、かつての名誉権とは社会的・公的なものと関わり（身分の序列維持や社会的秩序維持）が深かったことが理由であると思われる。名誉侵害の要件は、客観的に相手の社会的地位を貶め相手を侮辱する表現であり、侮辱罪と区別されてきたのは旧刑法からである⁽⁹⁾。表現の自由・事実証明制度の法制度や考え方は存在せず⁽¹⁰⁾、本人の自尊心を傷付けた表現や、相手方が公開を欲しない情報の公開は真偽を問わず名誉侵害とされた。

旧刑法制定後から二次大戦終了までにかけては、名誉感情と当事者の身分と共に、社会的立場も考慮されるようになった。現在の「名誉侵害＝社会的地位の低下」という観念が定着しはじめる。讒謗律等明治初期の名誉保護に関する法から現刑法までの条文を比較すると、明治期までは、名誉侵害について、公開された情報の良し悪しにかかわらず、本人が公開を欲しない情報の公開は名誉侵害となると考えられていたが、後に社会的価値を低下させたことが名誉侵害になるという考え方の推移が見られる。当時は皇族や社会的地位の高い人物の名誉は国家的法益とされたため、それに伴い「身分に伴う名誉」が重視されていたためであろう。

現在では名誉侵害とは「社会的地位の低下」とされ、名誉侵害とは、客観的な相手方の名誉の侵害（社会的地位の低下を招く行為）とされている。そして、名誉毀損罪・侮辱罪・プライバシー侵害の区別があることがこれまでの名誉に関する判例との違いである。

3. 名誉侵害訴訟の類型化

（1）名誉権の概念——「情報犯罪」と「不法行為」

これまで研究会で、表現の自由と名誉権が対立した事例の「月刊ペン事件」（最判昭56・4・16刑集35・3・84）や「北方ジャーナル事件」（最大判昭61・6・11民集40・4・872）等の事例を紹介してきたが、名誉権の類型化と新たな面に着目するため、名誉権のグループ分けの前に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（以下「リベンジポルノ防止法」とする）に関する事例を簡単に説明した。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十六号）⁽¹¹⁾

（目的）

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする

リベンジポルノ防止法の成立のきっかけになったのは、2014年の三鷹ストーカー事件である。Xは、自身と別れた女性の裸・性行為の写真・動画をインターネット上に公開すると脅迫して復縁を迫ったが、女性は拒否した。後にその女性が警察に通報したことを逆恨みし、女性を殺害した後、その女性の裸・性行為・遺体の写真・動画をインターネット上で公開した。この事件では、「被告人は、本件犯行後、インターネット上の掲示板に画像の投稿先 URL を書き込んで、広く閲覧、ダウンロードできる状態にしており、その後被害者の裸の画像等は広く拡散し、インターネット上から完全に削除することが極めて困

難な状況になっている。被告人が、被害者の生命を奪うのみでは飽き足らず、社会的存在としても手ひどく傷つけたことは極めて卑劣というほかなく、この点は、殺害行為に密接に関連し、被告人に対する非難を高める事情として考慮する必要がある。…」(東京地判立川支部平26・8・1)と判示された⁽¹²⁾。判決の意義や考察すべきものは、裸の写真の公開が名誉侵害として社会的地位を低下させるといえるのかと共に、リベンジポルノは名誉侵害になるのか、ということである。

もう一つ、プライバシー侵害に関する事例で、かつての「宴のあと」事件で示されたプライバシー侵害についての在り方を具体化したといえる「早稲田大学江沢民国家主席講演会名簿提出事件」(最判平15・9・12民集57・8・973)⁽¹³⁾について紹介した。この事例では、最高裁がプライバシー権の内容を具体化したものとみることができ、プライバシー権の請求権的側面があることに加え、保護の範囲が限定されている。

(2) 名誉侵害に関する判例のグループ分け

これまでの研究会の報告では、名誉保護や判例の流れを時系列で紹介してきたが、今回は名誉に関する判例のグループ分けを行い、判例を紹介した。名誉権に関する判例を典型的にまとめることで旧時代から現在までの名誉の概念を改めて整理した。名誉保護の目的根拠は、かつてはと公共の安全保障と社会秩序維持、現在では個人の人格権である。時代を経るごとに個人の権利保障の面が強くなるが、どの時代や法の中で変化が顕著に顕れてくるのかと共に、名誉権保護の判例のどのような形態がプライバシー保護の概念に近いのか探ることを眼目とした。名誉侵害は広い概念であり、その中心は、狭義の名誉権侵害・プライバシー侵害・指名肖像権の侵害等があるとされる⁽¹⁴⁾。このような名誉権の特徴から、以下のようにいくつか項目を設定したが、グループ分けに関し、例えば政治家の愛人疑惑・噂の流布のように2つの項目に関わることもある。

第一の類型は、身分・職業・社会的地位への言及、身分・社会的地位の高い人物への名誉侵害⁽¹⁵⁾である。これらを保護する目的は、皇室・身分の高い人

物・国家の運営に関わる官吏の名誉を保護することで治安維持や公共の安全維持を図るためである。天皇や皇室への侮辱がその例に挙げられ、尊属に対する侮辱的発言・身分の高い人物に対する報道・官吏の政策に対する批判や女性スキャンダルもこれに含まれる。これは現代でも見られ、公人・有名人への揶揄的・侮辱的表現がこれにあたる。

第二の類型は、「私事への介入」⁽¹⁶⁾である。ある表現、もしくは一定の行為により、当該人物の平穩の侵害する名誉侵害の形態である。このような名誉侵害を防止する目的は、私生活上の平穩を守ることである。後に判例の例を上げるが、かつてのものでは噂の流布・村八分と共に、現代の事例を加えれば、先に紹介したインターネット上での攻撃（リベンジポルノ等）もこれに当たる。

第三の類型は、「私事の開示及び誤認を生じさせる情報の公開」である。これは現代のプライバシー侵害の事例にあたり、保護する目的は、プライバシー保護及び名誉感情の保護である⁽¹⁷⁾。真実でない情報の公開・名誉感情を害する侮辱的表現⁽¹⁸⁾・本人の欲しない情報の公開（真実性は問わない）に加え、その時代の社会倫理に反するうわさ（女性スキャンダル等）や官吏の政策上の批判に乗じた人物批判がその例に挙げられる⁽¹⁹⁾。

第四の類型は、「私事の営利目的の使用」である。これは、営利・商標等に密接に関わる問題であり、無断での商業的活動利用防止が目的である。コラージュに関するものや、肖像権・モデル小説に関する問題もこれに当たる。

これらの四つの類型が、先に提示した明治期からの判例の中で、どのように位置付けられるかを考察した。明治初期の讒謗律が存在した時期を中心に、その時期に多く見られた判例は、いずれの類型に該当する事例が多いのかを概観した。なお、旧刑法下・改正刑法下の事例と、二時代戦後の事例の詳しい検討は次回報告とする。

明治初期の事例の類型化については、刑法・民法が制定される前であったことから、讒謗律⁽²⁰⁾が適用されたか否かについての事例を中心に検討した。讒謗律時期は、旧時代の身分制が法や国民の意識似の中にも残っていることから⁽²¹⁾、身分・職業・社会的地位への言及を名誉侵害とする事例が多い。讒謗律

が適用され名誉侵害とされたものは、政治家の政策に対する批判や女性スキャンダル⁽²²⁾・天皇に関する表現⁽²³⁾・警察官への批判⁽²⁴⁾・戸主に対する誹謗⁽²⁵⁾・讒謗律を「乱暴律」と記述したこと⁽²⁶⁾・官立学校への批判記事⁽²⁷⁾等がある。その他に、条文の拡大解釈（口頭による官吏に対する侮辱的な発言）⁽²⁸⁾、警察への侮辱的な発言⁽²⁹⁾・公衆に西洋思想を説いたこと⁽³⁰⁾・官吏批判⁽³¹⁾・警察に対する暴言⁽³²⁾等に讒謗律は適用されなかったが、名誉侵害として他の法で有罪となっている。

明治初期は、現代のようにプライバシーというような表現はなされなかったが、自己が公開を欲しない情報の開示や私事の公開を防ぐことも重要とされ、これを名誉侵害として処罰していた。私事の公開及び誤認を生じさせる表現は名誉侵害とされ、例えば、保護されたものとして、配偶者の不貞行為の記事⁽³³⁾等がある。一方で、感情に任せた暴言⁽³⁴⁾や、公務執行妨害⁽³⁵⁾等は官吏への不敬として検討されたが、名誉侵害とはなされなかった。

私事の営利的使用としては、当時はメディアや書籍等情報伝達技術がそれほど発達していなかったが、天皇・皇室の肖像・御真影⁽³⁶⁾に関しては、特別の配慮がなされていた。

讒謗律廃止後の旧刑法下においては、身分・職業・社会的地位に関する事例が多い。名誉侵害とされた事例は、神官⁽³⁷⁾・警官⁽³⁸⁾への侮辱・政治家の不正の告発⁽³⁹⁾・特別な身分の保護⁽⁴⁰⁾・大臣の不正についての記事⁽⁴¹⁾等がある。保護されなかったものは、妻への名誉侵害は夫の名誉侵害すると主張された事例⁽⁴²⁾であり、これは、当時からの個人主義等、妻と夫を一体のものとして考えたり、女性の地位に対する考え方がこれまでと僅かながらも変化してきたためであろう。

私事への介入に関する事例については、大審院・地裁の判決において、村八分⁽⁴³⁾・一方的な婚約破棄⁽⁴⁴⁾・生徒への暴力⁽⁴⁵⁾・火葬場の半焼の遺体遺棄⁽⁴⁶⁾・婚姻中の夫が他の女性と不倫関係になり帰宅しなくなったこと⁽⁴⁷⁾、等が脅迫罪等も同時に検討され、名誉侵害とされた。

私事の公開及び誤認を生じさせる表現として、特定人物への事実無根の侮辱

的表現⁽⁴⁸⁾・かつての職業の公開⁽⁴⁹⁾・配偶者の名誉侵害⁽⁵⁰⁾・新聞に買い取り金と相手を騙して多額の金を騙し取ったことの記事を新聞に掲載し、出版場所付近の約3000名に配布した事例⁽⁵¹⁾・犯罪行為をしていると記載したビラの配布⁽⁵²⁾・紛争調停者に対し一方当事者が他方当事者に不正の行為のあったことを推知させるような書面を送ったこと⁽⁵³⁾等、現在のプライバシー侵害に近い。なお、単なる家柄の紹介⁽⁵⁴⁾に関するものは名誉侵害とみなされなかった。

私事の営利目的の使用の事例については先に紹介したように、天皇・皇室の紹介等はたとえ、無料で天皇の肖像・御真影を配布する場合でも厳しく取りまわされていた。

(3) 考察

前述したように、日本はかつては高い身分の者や、社会的地位高い人物の名誉の保護をすることで、社会秩序・序列の維持を行っていた。プライバシー侵害に類似する名誉侵害を検討すると、米項の概念である不法行為プライバシーとは「私事への介入」であり、日本で主にプライバシーと称される情報プライバシーとは「私事の公開及び誤認を生じさせる表現」といえる。

日本では「名誉権」と「プライバシー権」の類似性が見られる。プライバシー侵害と名誉侵害は同様のものとして認識されることが多いが、その理由は、①歴史的に見て名誉権とプライバシー権には共通点が多いこと、②旧時代の名誉保護とは公共安全・社会秩序維持だったが近代は名誉権を個人法益と考えることで「情報公開による犯罪」という面が突出したためであることと共に、③プライバシー権は比較的新しい権利であり、戦後の日本では名誉とプライバシーとの法益の違いを精査しないまま名誉とプライバシーを一括して人格権侵害として表現行為の事前差し止めの問題を論じてきたためである⁽⁵⁵⁾。

名誉侵害に関する判例を概観すると、旧時代は高い身分の者や社会的地位高い人物の名誉の保護をすることによる社会秩序・序列の維持であったが、時代を経るごとに、「社会的地位を低下させる情報の公開」と共に、「平穩を害する行為」と考えられる。

4. まとめ——展望と残された課題

現代における情報化社会の中では、名誉権・プライバシー権のさらなる重要性が主張される。本人が公開を欲しない情報の公開を防止する必要性と共に、公開された情報の真偽に関わらず、その人物の社会的地位の低下を招くことがあるためである。さらに憲法上の表現の自由との調整が大きな課題である。この問題の焦点は、名誉権を保護して個人の人権や社会秩序を守ることに対し、思想・政治的表現の自由を保障することである。これは、表現の自由に含まれる社会的利益と、平穏な社会秩序を維持する社会的利益のどちらを優先するかという問題に繋がる⁽⁵⁶⁾。

なお、問題の中心である表現の自由との調整との問題については、「本人の公開を欲しない情報」・「当該人物の社会的地位を低下させる情報」をどのように考えるかが問題となる。その表現の公共性の部分以外にも着目し、本人の社会的評価及び自尊心へのダメージをどう評価するかも検討されなければならない。

Ⅲ. 質疑応答

はじめに、名誉権を類型化する意義は何かという質問を頂いた。日本の名誉権は、旧時代は多くの意味をもち、現代では名誉毀損罪とは「社会的地位を低下させる行為」とされているが、旧時代は、今回報告の中で紹介したように、村八分・わいせつ罪・プライバシー侵害等の不法行為も名誉を毀損する行為と考えられていた⁽⁵⁷⁾。無論、現在の名誉毀損罪に当る行為も名誉侵害とされていたが、現在の名誉侵害と、旧時代の名誉侵害とはどのような相違点があるのかを明確にするため、大審院時期からの判例から、名誉侵害に関する判例の特徴から見て分類整理を行った。前述したように、明治期は江戸期にあるような身分制が残存しており、身分に関する名誉侵害は厳しく罰する等の特徴があった。他には、現在のプライバシー侵害に当たるようなもの等、名誉侵害に関する事例にもいくつか特徴がみられるため、それによりグループ分けを行い特徴を整理し、現代の名誉侵害に関する裁判の特徴とどれほど重なるところがある

のかを論じた。

大審院時期のプライバシー権はどのように考えられ、保護されていたのかという質問を頂いた。プライバシー権とは戦後に米国より流入した概念であるが、日本においても名誉侵害という形で保護されていた。これまでの報告会で紹介した名誉侵害に関する大審院判例やそれ以前裁判に類似するものの中にも、プライバシーを保護するような事例もみられる。加えて、「名誉」・「名誉権」、「プライバシー」・「プライバシー権」の用語の使用は混同しないよう注意するようアドバイスを頂いたので、今後は特に留意したいと思う。

大審院の判例を紹介し、判例を類型化し理論的な分類を行う際に、必ず外国文献・先行研究を入れることをアドバイスいただいた。名誉権の分類についても、必ず先行研究はあるはずなのでもっと先行研究を調査引用することを求められた。特に、大審院時期の判例について論じた文献を紹介することが重要であり、その中で明らかにされている事柄を紹介し、論じることが必要となると助言を受けた。

名誉権の保護・プライバシーの保護を歴史的に追う際は、人々の考え方や、歴史的背景が異なるため注意することも留意しなければならないと指摘された。例えば江戸と現在を比較するだけでも、法律は異なり、個人の権利主張の在り方・女性の権利等も大きく異なるため、一連の流れに目を向ける際には単なる感想にならないよう、その問題を中心に取り扱う文献を述べる必要がある。また、歴史的比較について、刑法230条の2にあるような事実証明制度の判例を取り入れていくことも必要であるとアドバイスいただいた。

注

- (1) 名誉概念の類型化については、名誉毀損を類型化する基準、名誉侵害事例と現在では他の法益侵害が認定される事例とを区別する明確な基準を提供することができない状況が存在していたことが指摘されている。建部雅『不法行為における名誉概念の変遷』49頁(有斐閣、2014)。
- (2) サムエル・D・ウォレン、ルイスD・ブランドイス(外間寛訳)「プライバシーの権

- 利（一）—The Right to Privacy（4 Harv.L.Rev.pp.193-220〔1989〕）」法律時報350号（1959）。
- （3） 芦部信喜『憲法 新版 補訂版』118頁（岩波書店、1999）。
- （4） 奥平康弘『新法学ライブラリ=34 ジャーナリズムと法』143頁（新世社、1977）。名誉毀損罪は権力者が自身を守るために用いた報道規制手段であるが、プライバシー権とはメディアのいきすぎた取材・報道に対する防御策として主張されてきたものであるとされる。山田健太『法とジャーナリズム〈第2版〉』302頁（学陽書房、2010）。
- （5） プライバシー侵害とは他人の私生活の公開や、他人の私生活に対する誤った印象を与える行為等であるが、このうち、表現の自由との調整が必要である事柄は「他人の私生活の事実の公開」の場合に限られる。私生活への侵入や氏名や肖像の無断使用は表現の自由と調整するまでもなくプライバシー侵害となる。そのため、名誉毀損とプライバシーの関係論を論じている論文は、上に挙げたプライバシーの全ての側面を念頭においているのではなく、私生活上の事実の公開という側面だけを取り上げてプライバシー権を論じていることに注意することが必要である。平松毅「プライバシーの権利の自由権的及び社会権的側面」日本法政学会法政論叢 25 13頁（日本法政学会、1989）。
- （6） 右崎正博「名誉・プライバシーと表現の自由—日本とアメリカ」法学セミナー1986年10月号〔No.382〕59頁（1986）。
- （7） 名誉毀損罪は時の政治体制の批判を抑え込む手段として用いられていた。山田・前掲注（4）282頁。
- （8） 明治期に至るまで日本の名誉保護は、同時に侮辱罪・プライバシー侵害も含んでいた。また、一定の不当な批判を受けない権利とも考えられた。小林氏は、日本国憲法ではプライバシーの権利を明文により規定してはいないが、通信の秘密・住居の不可侵性の規定が定められ、内心の自由・沈黙の自由・適正手続による人身の保障等によって、私事への不当な侵入から個人を守るよう、憲法では少なくとも部分的には明確に基本権規定の中で配慮を示していると指摘する。小林直樹『〔新版〕憲法講義（上）』318頁（東京大学出版、1987）。
- （9） 大審院判決大正15年7月5日大審院刑事判例集5巻303頁、大審院判決大正15年10月7日法律新聞2633号13頁等、具体性のない悪口や具体的事実を指摘しないで単に抽象的

な軽蔑の言辞を弄するに過ぎない場合には侮辱罪が成立する。

- (10) 佐瀬一男「名誉毀損と表現の自由」伊藤満先生喜寿記念論文編集委員会編『伊藤満先生喜寿記念 比較公法学の諸問題』154頁(八千代出版、1990)。
- (11) 制定背景は、携帯電話等安易な情報の入手と公開が可能になったこと、日本のインターネット関連法整備の遅れ、従来の法規では規制できない「リベンジポルノ」の被害者の救済である。なお、リベンジポルノとは、別れたりふられたりした腹いせに元恋人のヌード等の写真・映像をインターネット上に発表する行為である。松井茂記「リベンジポルノと表現の自由(一)」自治研究第九十一巻第三号(2015)。
- (12) 類似の判例として、女性が衆人の前で性的に辱めを受けた事例(宮崎地判大正4・月日不明法律新聞1046・28)では、酒宴の場において、原告の女性が衆人の前で被告らに着物をめくられ裸を晒されたことで、名誉を毀損されたことによる慰謝料を請求し、かつ名誉を回復するため謝罪広告を求めた事例について、謝罪広告は認められなかったが、その女性に対する侮辱となり、名誉を棄損したとして慰謝料が認められた。
- (13) 1998年11月に中国の江沢民国家主席(当時)が早稲田大学で講演した際、講演会に出席予定の学生ら約1,400人分の名簿(学籍番号・住所・氏名・電話番号等)を大学側が同意を得ずに事前に警視庁に提出したことがプライバシー権の侵害にあたることとされた事例である。判決では、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」とされた。
- (14) 野村好弘『名誉侵害の民事判例』3頁以下(有斐閣、1972)。
- (15) 岡田庄作『刑法原論(各論)』531頁以下(明治大学出版部、1914)。名誉とは人価値であるとして、その価値を、「人トシテの価値」と「人ノ社会上ノ地位に対スル価値」と二大区別して説明している。
- (16) 不法行為上の名誉を考察する際にも、「社会的名誉」・「社会的関係」が重視された。これは人倫的・道徳的なものとも関係する。道徳を養い道徳的人格を完成させることは社会的名誉をもってむくいられるとされていた。小野清一郎『名誉と法律』22頁(日本評論社、1952)。

- (17) 小野清一郎『刑法に於ける名誉の保護』127頁（有斐閣、1934）。明治以前から、名誉侵害について、社会的名誉保護に重きを置くと共に、名誉感情の保護も包含していたことが指摘される。
- (18) 近年名誉感情の低下をもって名誉が毀損されたとする考え方があることについても、社会的名誉を「社会的情報環境」とする考え方も示されている。山田・前掲注（4）282頁。
- (19) 当時集会条例と共に自由民権運動の弾圧に猛威をふるったことが指摘されている。手塚豊「誹謗律の廃止に関する一考察」法学研究第47巻第10号 1頁（1974）。
- (20) 誹謗律（全文）
- 第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人の荣誉ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ譏毀トス人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス著作文書若シクハ画図肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ譏毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ從テ罪ヲ科ス
- 第二条 第一条ノ所為ヲ以テ乗輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下（二罰并セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ）
- 第三条 皇族ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下
- 第四条 官吏ノ職務ニ関シ譏毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十円以上五百円以下誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五円以上三百円以下
- 第五条 華士族平民ニ対スルヲ論セス譏毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五円以上三百円以下誹謗スル者ハ罰金三元以上百円以下
- 第六条 法ニヨリ検官若クハ法官ニ向テ犯罪ヲ告発シ若クハ証スル者ハ第一条ノ例ニアラス其ノ故造誣告シタル者ハ誣告律ニ依ル
- 第七条 若シ毀損ヲ受ルノ事刑事法ニ触ルル者検官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ譏毀スル者ヨリ検官若シクハ法官ニ告発シタル時ハ譏毀ノ罪ヲ治ムルコトヲ中止シ以テ事案ノ決ヲ俟チ其被告人罪ニ坐スル時ハ譏毀ノ罪ヲ論セス 若シ刑事法ニ触レシテ単ヘ二人ノ荣誉ヲ害スル者ハ譏毀スルノ後官ニ告発スルト雖モ仍ホ譏毀ノ罪ヲ治ム
- 第八条 凡ソ譏毀誹謗ノ第四条第五条ニ係ル者ハ被害ノ官民自ラ告クルヲ待テ乃チ論ス
- (21) 清水英夫『出版学と出版の自由』150頁（日本エディタースクール出版部、1995）。

- (22) 新聞に県知事が登楼し、芸者への心づけを贈ったことを掲載したことが名誉侵害とされた事例（大審院判決明治9年1月25日皇朝律例彙纂第6巻80丁）。その他、大審院判例明治16年10月24日大審院刑事判決録1508號486丁等。
- (23) 演説の文言が乗輿批判とされた事例（大審院判例明治15年3月17日大審院刑事判決録296號52丁）。その他、大審院判例明治14年1月27日大審院刑事判決録75號285丁等。
- (24) 演説の中で暗に警察を批判した。讒謗律に演説を取り締まる規定はないため、公衆の面前で警察官を直接誹謗したことで不応為を適用し、被告人を懲役30日とした事例（大審院判例明治12年12月3日大審院刑事判決録547號68丁）。同種の事例に、大審院判例明治14年1月14日大審院刑事判決録24號106丁、大審院判例明治14年1月15日大審院刑事判決録31號126丁等がある。
- (25) 大審院判例明治11年8月14日大審院刑事判決録196號348丁。他大審院判例明治14年6月13日大審院刑事判決録793號174丁等。
- (26) 大審院判決明治9年8月28日大審院刑事判決録37號301丁
- (27) 大審院判例明治11年8月28日大審院刑事判決録215號528丁
- (28) 大審院判例明治13年8月9日大審院刑事判決録114號92丁では、被告人は裁判所在り方・判決を批判したが、讒謗律には口頭での名誉侵害を規制する規定がないため適用されなかった。その他、大審院判例明治11年3月22日大審院刑事判決録77號765丁、大審院判例明治12年12月3日大審院刑事判決録547號68丁、大審院判例明治14年1月14日大審院刑事判決録24號106丁等。
- (29) 大審院判例明治15年2月10日大審院刑事判決録65號208丁。
- (30) 大審院判例明治13年10月2日大審院刑事判決録628號48丁。
- (31) 大審院判例明治13年11月13日大審院刑事判決録833號30丁。
- (32) 大審院判例明治13年12月1日大審院刑事判決録916號7丁。
- (33) 大審院判例明治14年2月1日大審院刑事判決録107號24丁、他。
- (34) 大審院判例明治14年5月27日大審院刑事判決録704號589丁。
- (35) 大審院判例明治14年3月18日大審院刑事判決録322號298丁。
- (36) 大審院判例明治13年8月18日大審院刑事判決録444號353丁。
- (37) 債権者が債務者に対する債権を執行する際に、誤って第三者（神官）の住所におい

て、その人物の所有物を差押さえた。「名誉トハ各人カ社会ニ於テ有スル位置即チ品格名声信用等ヲ指スモノニシテ畢竟各人カ其性質行状信用等ニ付キ世人ヨリ相当ニ受クヘキ評価ヲ標準トスルモノニ外ナラス」としている。また、その人の社会における位置・状況等を参酌して審査しなければならないため、神官としての立場を考慮せず判断を行ったことは違法であるとして差し戻しが命じられた（大審院判決明治38年12月8日大審院民事判決録11輯1665頁）。他にも、債権者が債務者の動産に対する仮差し押さえ命令を得て、この命令に基づく仮差し押さえを行った際に、本件仮差し押さえの対象となった動産の中に、債務者とは無関係の人物（判例文からは職業は不明）の物が含まれていた。その仮差し押さえを行ったことが何故に名誉を侵害したのかということについて、大審院は名誉について、「名誉トハ各人カ其品性徳行名声信用等ニ付キ世人ヨリ相当ニ受クヘキ評価ヲ云フモノナリ」と定義している。「人ノ人格ヲ不当ニ悪評シ以テ其人ノ社会ニ於テ相当ニ得タル位置ヲ失ワシムルカ如キハ其人ノ名誉権ヲ侵害シタルモノナルコトハ勿論人ノ信用ニ関シ不当ニ虚無ノ事実ヲ社会ニ表白シ以テ其信用ヲ害スルカ如キモ亦其人ノ名誉権ヲ侵害シタルモノト云ハサルヲ得ス…悪事醜行ヲ摘発シ以テ人格ヲ攻撃シタル場合ニアラサレハ人ノ名誉権ヲ侵害シタルモノト云フヲ得サルカ如ク判定シタルハ名誉権ヲ誤解シタルモノニシテ是亦不法ノ判決タルヲ免レス」として、悪事醜行を摘発して人格を攻撃したのではなく、人の信用に関し不当に虚無の事実を社会に表白してその信用を害すれば、名誉権の侵害となると述べた（大審院判決明治39年2月19日大審院民事判決録12輯226頁）。この判決において、名誉の概念が示されているものの、名誉毀損成否の明確な基準を取りだすことができないとする指摘もある。建部雅『不法行為における名誉概念の変遷』47頁（有斐閣、2014）。

- (38) 警察官の身分の特殊性から名誉侵害を認めている。新聞紙上に掲載した記事が、常人としては醜行にならないが、被害者に特殊の身分があるためその名誉を毀損するものである場合には、誹毀罪を構成するとされた（大審院判明治34年12月20日大審院刑事判決録7輯11巻105頁）。
- (39) ある府県会議員候補者の名誉を毀損する記事を印刷した書面を多数の選挙区民に市内特別郵便に配布した郵便物の宛名人がいずれも特定の有権者であっても、公然事実を揭示して人の名誉を毀損したものに該当するとされた（「各人ハ一般ニ法律ノ保護ニ依リ

自己ノ有スル社会上ノ地位又ハ価値ヲ侵害セラレサルコトヲ得ルモノニシテ他人カ之ヲ侵害スルハ即チ名誉ノ毀損ニ外ナラス」・「名誉トハ各人カ社会ニ於テ有スル位置即チ品格名声信用等ヲ指スモノニシテ畢竟各人カ其性質行状信用等ニ付キ世人ヨリ相当ニ受クヘキ評価ヲ標準トスルモノニ外ナラス」（大審院判決大正5年5月25日大審院刑事判決録22輯816頁）

- (40) 「其社会上ノ身分地位ハ中流ノ程度ニアルコトヲ推知スルニ難カラス故ニ上告人ノ叙上ノ行為ハ村井スガノ社会上有スル身分地位ニ対スル名誉ヲ毀損スルコト大ナルモノニシテ同人ニ対シ重大ナル侮辱ヲ与ヘタルモノト謂ハサルヲ得ス」（中流の身分地位を有する相手の名誉を毀損するものである）とされた。本件では名誉保障と身分・地位について、「人ノ名誉ヲ毀損スル行為ヲ指シ而シテ人ノ名誉ハ各人ノ身分及社会上ノ地位如何ニ依リテ異ル…各人各個ニ依リテ差異アルモノニシテ X ニ対シテハ侮辱トナル行為ニテモ乙ニ対シテハ侮辱ト為ラサルコトアリ又丙ニ対シテハ重大ナル侮辱ト認メラルヘキ行為ニテモ丁ニ対シテハ普通ノ侮辱タルニ止マルコトアリ…」として、Yの社会的身分に照らせば、「社会上有スル身分地位ニ対スル信用名誉ヲ毀損スルコト甚大ナル」と判断した（大審院判決大正8年2月24日大審院民事判決録25輯328頁）。
- (41) Xは新聞上に「伊藤子爵ノ証明書偽造シテ出願ス」として、温泉発掘の願書に怪しむ点があるとして、その調印に疑問があったことを新聞に掲載した。本件では私行の掲載が名誉侵害になると判示されている（大審院判決昭和8年11月22日大審院刑事判例集12巻2082頁）。
- (42) 書面を流布してAの妻が他人と姦通した事実を公表しても、その夫に対する名誉毀損罪を構成しないとされた事例について、妻の名誉を毀損した行為に対して、その夫が、自己およびその一家の名誉を毀損したものとして告訴をしても、妻の名誉毀損に対する告訴の効力を生じないとした事例。「書面を流布シテ人ノ妻加他人ト姦通シタル事実ヲ世ニ公ニスルハ直接ニ本夫ノ名誉ヲ毀損スルニ非ラサル…姦通ノ汚名ヲ蒙リタルモノノAニ対シテモ名誉毀損罪ヲ構成スルモノト認メテ之ヲ処罰シタルハ違法」とした（大審院判決明治44年6月8日大審院刑事判決録17輯1102頁）。
- (43) 大審院判決大正9年12月10日刑事判決抄録26巻912頁、大審院判決大正10年6月28日民事判決録27輯1260頁、大審院判決昭和9年3月5日大審院刑事判例集13巻213頁等。

村八分は被害者をその地域で共同生活をするができない劣等者であるという社会の評価（外的名誉）を低下させることになる。遠藤浩「名誉の概念と名誉の侵害における違法性阻却に関する一考察——村八分に限定して——」川島武宜『我妻先生還暦記念損害賠償責任の研究 上』430頁以下（有斐閣、1957）。

- (44) 大審院判決明治44年1月26日大審院民判決録17輯16頁。
- (45) 大審院判決昭和4年4月18日大審院民事判例集8巻286頁。教師が生徒へ暴力をふるったことについて、生徒本人と親への名誉侵害が認められた。
- (46) 金沢地判明治43・9・28法律新聞637・15。
- (47) 広島地判昭和11・4・30日評論25・570。
- (48) 大審院判決大正15年10月7日法律新聞2633号13頁。
- (49) 他人の祖先が名主役であった旨を書物に記載したのが家格と相違するとしても、その一家のことを記したにとどまり、その他人の名誉または権利を侵害するものではないとされた事例（大審院判決明治27年2月14日明治前期大審院民事判決録64頁）。
- (50) 大審院判決明治41年3月30日大審院刑事判決録14輯331頁。
- (51) 記事掲載の目的は読者に不正を知らせるためであり、真実を報道することは新聞本来の業務であるとして、読者に注意を促すという公益的な目的のため、記者原告の名誉を毀損しようという意思はなかったが、大審院は、他人の名誉を毀損することを認識しながら新聞紙にその私行にわたる事実を掲載して頒布し、その名誉を毀損した以上、名誉毀損罪が成立する。それは、必ずしも名誉を毀損しようという目的意思に出たものであることを必要としないとされた（大審院判決大正15年10月30日法律新聞2642号9頁）。他大審院判決昭和3年9月14日法律新聞2929号11頁等。
- (52) 大審院判決昭和3年12月13日大審院刑事判例集7巻766頁。
- (53) 大審院判決昭和4年9月25日大審院裁判例3巻民集112。
- (54) 大審院判決昭和14年5月16日法律新聞4429・5頁。
- (55) 達村吉康「第三章 プライバシーと言論の自由 第一節 プライバシー侵害言論の司法審査基準 二 プライバシー権に基づく事前差止」榎原猛編『プライバシー権の総合的研究』203頁（法律文化社、1991）。
- (56) 伊藤正己『現代社会と言論の自由』283頁（有信堂、1974）。

- (57) 名誉概念の広さや、名誉毀損の事例が時代ごとに変遷していることが指摘される。建部・前掲注（1）8頁。

—しざわ ますみ・東洋大学大学院博士後期課程—